

香美市教育委員会定例会会議録

(令和7年3月26日)

招集年月日 令和7年3月19日(水)
招集場所 香美市本庁舎 2階会議室
会議の日時 令和7年3月26日(水) 午前9時
出席者 宮地 憲一 浜田 正彦 西 美紀 小松 麻由
欠席者 な し

説明のための会議出席者

教育次長	中山 泰仁
教育振興課長	一圓 まどか
生涯学習振興課長	小松 幸春
教育振興課対策監	田村 香江
教育振興課学校教育班	山中 さや
生涯学習振興課スポーツ班	影山 達也
中央公民館長	植田 佐智
学校給食センター副所長	北川 ゆかり

職務のための会議出席者

会議録署名委員

小松委員

(開会時刻 午前9時00分)

教育長職務代理者 それでは、令和7年3月香美市教育委員会定例会を開催いたします。
まず初めに、前回の会議録につきまして何かございませんでしょうか。

「ありません」という声あり

教育長職務代理者 本日の署名委員さんは小松委員さんになりますので、よろしくお願いをいたします。それでは、議案に沿って会議を進めていきたいと思っております。議案第1号からお願いをいたします。

議案第1号「香美市スポーツ大会選手派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

事務局 (議案説明)

教育長職務代理者 スポーツ大会選手派遣費の補助金について、ご説明がありました。何かございませんでしょうか。

浜田委員 一つは、11,000円を上限と確定させたこと。今までの課題と言うか経緯、何かあってこうされたと思うんですけど。それと、提案理由のところの「また、」以下の「実績報告により補助金申請時の決定額から補助額に増減が生じるため、額の確定を行うものです。」此処の意味がずっと入って来なかったもので、改めて詳細に教えていただければ有難いです。

事務局 この補助金は、スポーツ少年団が全国大会へ出場する際などに、旅費等を補助するものです。実績報告の中で、大会側指定のホテルに泊まったところ、2万いくらか、なかなか高いなというところがありました。11,000円という根拠は、市職員の宿泊費です。香南市にも問い合わせ、妥当であろうということで上限としました。大会側から、此処しかいかんと言われても、上限を超えて泊まることはできない、ということを決めさせていただきました。
概算額で申請が出てきて、交付決定するんですけども、実績報告では金額が増えたり減ったりします。精算額に応じて補助額を確定するというところで、申請、交付決定、実績報告、確定という流れにしたいというところです。

浜田委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。他にございませんか。

無いようですから、この議案第1号を承認してよろしいでしょうか。

「はい」という声あり

教育長職務代理者 ご異議がありませんので承認いたします。それでは、議案第2号に行きたいと思
います。

議案第2号「香美市立公民館運営規則の一部を改正する規則の制定について」

事務局 (議案説明)

教育長職務代理者 ご意見どうぞお願いいたします。問題ありませんか？ それでは、議案第2号は
承認してよろしいでしょうか。

「はい」という声あり

教育長職務代理者 ありがとうございます。承認いたします。議案第3号をお願いします。

議案第3号「区域外就学について」

(議案第3号は非公開審議案件)

教育長職務代理者 続いて、議案第4号をお願いいたします。

議案第4号「通学区域(校区)外通学について」

(議案第4号は非公開審議案件)

教育長職務代理者 それでは、先に議案第6号をお願いいたします。

議案第6号「山村留学生の受入許可について」

(議案第6号は非公開審議案件)

教育長職務代理者 議案第5号をお願いいたします。

議案第5号「教育事務に係る議案に対する意見について」

事務局 (議案説明)

教育長職務代理者 老朽化に伴って新しく買い直すと言うか、新規にするということですね。

教育次長 今回、議会に諮る議案について、市長から意見を求められた、照会があったという形にさせていただいた経緯について補足します。従来は、別紙として付けております市議会へ提出する議案書、この提案者「香美市長 依光 晃一郎」を、教育長名に替えて、そのまま本定例会へ諮っておったところですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条では、「地方公共団体の長は、議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会に意見をきかなければならない。」となっております。これを踏襲して、市長から意見聴取の照会があって回答する、というスタイルに落ち着いたところでございます。調べましたら、他県、他市の教育委員会でも同様に取り扱っております。香南市へ問い合わせてみますと、照会文書ではありませんが、起案文書に同じ趣旨のことを書いている、ということも確認できました。今後は、こういうスタイルに改めて、定例会にお諮りしたいと考えておるところです。以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。条例改正はこれに倣って、ということですね。

教育次長 そうですね、条例改正についても。今後は予算案についても、こういう形でやってはどうかと、財政課に投げ掛けていきたいと考えます。

浜田委員 一つは委託業務になってますが、財産の取得だから、この委託というのは要るのかどうか、それが一点。もう一点は、債務負担行為で令和6年度から9年度になるのは、今年から3回に分けて払って、9年度に最後のお金を払った時に財産になる、そういう理解でいいんですか。

事務局 ご説明が随分と不足しておりまして、申し訳ありません。財産の取得についての詳細説明資料が、すっかり抜けておりました。こちらが、備品購入ではなく委託業務として契約をしました経緯です。厨房機器は備品という定義にはなりますが、建物設備との接続部分、例えば給水であったり排水であったり、電気系統であったりガス管であったり、いろんなものとの接

続があります。これらの工事も含めて、設置となります。またその後、センターにおける一連の調理工程での繋がり、流れの確認もしないと、うまく動かないということもあります。その辺の調整も含めています。これを一カ年で行いますと、厨房設備一式が大改修され、現場が大変混乱をします。ですから、出来るだけ余り環境の変わらない形で、3年間を掛けて機器を順番に入れ替えていくと。点検も行いながら、優先度を早めなければいけない機械は、3年目の予定を2年目にする、ということも想定されます。それらの作業もありますので、単純に機械を買って置いてもらう、据え付けてもらうという備品購入よりは、委託購入のほうが望ましいという判断で、委託契約にしております。3年間に分割したのは、先ほど言いましたように、調理現場の負担を軽減する為です。厨房機器、結構大きいものです。洗浄機、器具保管庫、食器とかお盆とか、あと食缶とかを洗浄の後入れて、乾燥させながら消毒をしていく大きな保管庫とか、かなり大型の装置もあります。これらの装置を入れ替えるのが、夏休みの長期間中でないとなかなか難しい。一段階分毎のお支払いを、3回に分けて行う予定をしております。

以上です。

教育長職務代理者 普段は、給食を作るわけですからね。

事務局 はい。週末ではとても出来ません。入れ替えた後、かなりの業者さんが入りますので、洗浄、清掃作業もその後、調理員が行う必要があります。1週間程度の期間での入れ替え作業になってくると思いますので、計画的に行っていきたいというところ です。

教育長職務代理者 他にはございませんか。

小松委員 勉強不足なので一つ教えてください。
契約の方法の特命随意契約っていうのはどんな契約になりますか。

事務局 済みません。説明が不十分だったかと思います。
1者から見積もりを徴取して、その業者と仮契約をしております。こちらの建物が建てられて25年、6年目になろうかと思えます。今の設備メーカーさんの機械をそのまま入れる為には、他に県下で取り扱っている事業者さんがありませんので、同じ事業者さんにやっていただく。既存の機器のメンテナンス、点検も行いますので、同じ業者さんのほうが非常に都合が良いと、現状をよく知り尽く

していただいている事業者さんなので、一者での特命随意契約ということでお
願いをすることにさせていただきました。

小松委員 よく分かりました。ありがとうございました。

浜田委員 特命って付くんですね、普通の随契は。

事務局 以前は1者随契とか言ってましたけど、何か特命随意契約という表記に最近変
わってきています。

浜田委員 随契理由さえしっかりしていたら、別に特命って付けなくても。

事務局 そうですね、随意契約でも良かったかもしれないですけど。

教育長職務代理者 他にはございませんか。そしたらこの議案については承認して構いませんか。

「はい」という声あり

教育長職務代理者 ありがとうございます。承認をいたします。引き続いて、議案第7号をお願いし
ます。

議案第7号「香美市立学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正
する規則の制定について」

事務局 (議案説明)

教育長職務代理者 いかがでしょうか。

浜田委員 これはこの前、改正しましたよね。この前と言うか、児童手当法との関係を。

事務局 はい、改正をしました。

浜田委員 その時、この部分は改正されてなかった？

事務局 このやり方でいける、と思って改正をしました。福祉事務所で、児童手当から給
食費を徴収する事務をいただいているんですが、納期限を過ぎる前に処理を

せざるを得ない、事務的な流れがあるというところ。もう一つ、法に基づいた申し出によって、給食費を徴収することに、保護者から了解をいただいております。納期を過ぎていなくても、この月の分は納めます、という申し出をいただいていると。他の条例規則であれば、納期を過ぎているものに対して徴収をする、という書き方をするんですが、児童手当に関しては保護者の申し出もありますので、決められた月の手前までの分は、納期前の処理で徴収をしていく、と改める必要があるということで、福祉事務所と協議の上、一部を改正させていただきたいというところです。

教育長職務代理者 それに加えて、令和7年度を入れるということですね。

事務局 令和6年4月に、給食費を改定して値上げをしましたが、令和6年度は国の物価高騰対策重点支援交付を活用して、値上げ前の額で据え置いております。この交付金事業を、来年度も活用できることが確定しておりますので、1年延長する改正を、附則でさせていただき議案となります。

教育長職務代理者 よく分かりました。いかがでしょうか。
それでは、この議案につきましては承認してよろしいですか。

「はい」という声あり

教育長職務代理者 承認をいたします。
じゃあ、令和7年度が終了する前、またこの附則を変えるんですかね。

事務局 この特例規則は、令和6年度、7年度に限り据え置きますという規則になります。もし、令和8年度にこの交付金の事業活用できない場合は、値上げとなります。規則は改正せずとも値上げとなります。活用できる事業が延長されるようであれば、規則を改正します。

浜田委員 附則でね。

教育長職務代理者 はい、分かりました。
これで本日の議案は終了です。引き続いて、報告第1号から進めていきたいと思っております。報告第1号、第2号は関連がありますので、一緒をお願いします。

報告第1号「香美市立岩村地区公民館運営審議会委員の辞職の承認について」

報告第2号「香美市立岩村地区公民館運営審議会委員の委嘱について」

事務局 (報告説明)

教育長職務代理者 何かご質問はありませんか。
次に、報告第3号をお願いします。

報告第3号「令和7年度準要保護児童生徒の認定について」

事務局 (報告説明)

教育長職務代理者 かなりの数ですけど、今年の新規継続合わせて257世帯、392名の方が準要保護家庭ということになりますよね。昨年と比べてどうでしょう。

事務局 昨年も率で言うと、この時点で25%ぐらいに。

教育長職務代理者 昨年が25%。

事務局 はい、当初の時点で。

教育長職務代理者 じゃあ、令和6年度は。

事務局 6年度は最初25%で、最終的に3月時点で28%まで上がってました。7年度、今回報告させていただいた分については、現時点の援助率としては25.81%、4人に1人がという状態に。

教育長職務代理者 今のところ、スタートとしては昨年度並みということですね。

事務局 そうですね。去年の5月頃に国の基準が変わったので、否認定になる数は、今までよりちょっと増えたかなと思います。

教育長職務代理者 いずれにしても25%ですから、かなりの数ですよ。これも学校によっても大分違うと思うんですよ。なかなか厳しいご家庭が多い、ということは依然としてありますね。25%から28%ぐらいの間で来てますから、そういったことも承知しながら、学校教育をしていかないかんとします。

この件で何かありますか。家庭的に厳しい家庭、貧しい子どもがたくさんおるといふ、そういう中で小学校、中学校へ進学し、あるいは高等学校へも進学しゆうということですよ。高等学校へ行っても、支援を必要とする子どもさんもおりますよね。

西委員 ひとり親世帯の方が多いでしょうかね。

事務局 ひとり親世帯の方でも、就業先によっては否認定になるということはあるんですけど、認定になることが多いと思いますね。

教育長職務代理者 もうちょっと、暮らしが楽になったらいいんですけどね。他にはございませんか。

浜田委員 一つ提案やないですけど、様式で前から気になってることがあって。例えば小学生の生年月日、これが要るのかどうか。学年が入ってるし。先ほど報告のあった委員さんの委嘱も、生年月日やなくて歳だけでいいんじゃないかと。公の場とは言え、生年月日は個人情報、どんなもんなんだろうね。それほど必要なもんかなというのがある。委員さんについても年齢とか、ある程度の属性が分かれば良いわけで、生年月日を求めることが今の時代に良いのか。小学校1年やったら1年で、もう歳は分かる。誕生月とかも関係ないですよ。

教育次長 市議会の人事議案には、生年月日が入っていますが、判断するポイントでなければ、年齢の表記ということでも事足りるんじゃないかと考えます。

浜田委員 要件を満たすか、判断材料として記載しているので、不必要な情報はどうか。誕生日は暗証番号とか、まあ、そういうふうにしないようにとは言われてるけど、やっぱり覚えやすいので、ついしたりするので。世の中セキュリティが言われる時代だから、検討していただければ。

教育長職務代理者 市役所のいろんな委員会とか市民会とか、そういうのも全部、生年月日求められるね。

浜田委員 まあ、判子文化と一緒にですよ。

教育次長 今の時代に合っているのか、という議論はやはり…

教育長職務代理者 年齢が分かればね。

教育次長 生年月日より、年齢を出しておくべきかと思いますね。

教育長職務代理者 これ、全庁的にも検討せんと。

教育次長 総務課に相談してみます。

教育長職務代理者の宮地委員の任期が5月25日までとなっており、翌26日以後の職務代理者として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、宮地代理が浜田委員を指名した。

教育長職務代理者 以上で、3月の教育委員会定例会を終了いたします。

(閉会時刻：午前9時46分)